

2003年9月7日名古屋にて開催  
100人の参加者で大いに議論沸騰!

# 全国生活保護裁判連絡会第9回総会・ 交流会のお礼とご報告

2003年9月7日、第9回総会・交流会は東別院会館（名古屋市中区）で開かれました。午前の記念講演では、藤田博仁さん（愛知県立大学）が、「現代の貧困・生活問題と生活保護行政の課題」というテーマで、1960年代から今日にかけての貧困問題とその背景、さらには自立助長概念の変容などについてのわかりやすい説明とともに、生活保護制度の見直し論議が活発化する中で今後どのような制度作りをしていくべきかということについて、「Social-inclusion」を柱とした21世紀型福祉社会創設の理念を呼びかけられました。

また、①高訴訟最高裁勝訴報告、②原爆症認定集団訴訟、③最近の生活保護をめぐる動き、の3つについて特別報告がなされ、大きな反響を呼びました。

午後からは3つの分科会（第1：失業者の生活保護と就労指導をめぐって、第2：障害者・高齢者・児童の権利擁護、第3：貧困の発見とセーフティネットの再構築）に分かれ、それぞれ活発な議論が交わされました。

歴史的な林訴訟の地の名古屋で、第9回目の総会を成功裏に終わらせることができたのは、全国各地で頑張るみなさんをご参集されたからこそと意を強くしております。

権利の確立を求める私たちの運動と、保護基準の改悪や国庫負担金の削減をねらう許し難い国の動きとの対決もいよいよ正念場です。

総会・交流会に参加されたみなさまに心からお礼を申し上げますとともに、十年の節目を迎える来年の総会に向けて、大いに奮闘しようではありませんか。



## 総会の様子

### 特別報告1 高訴訟勝訴報告

7月17日最高裁が市の申し立てを却下し、最初そのことを新聞社から電話で高さんは聞かれました。新聞社の方はコメントが欲しかったようですが、高さんは、実際のところ、何のことかわからずという感じだったそうです。また高さんは、訴訟をしていた弁護士の方からもその話を聞いても実感がわかなかつたそうです。「実感がなくなるほど最高裁の結論は遅かつた」ということを高さんはおっしゃっていました。

2 審後、1年ほどの間は判決の結果を緊張しながら高さんは待つておられたのですが、現実には判決がでるのに3年くらいもかかりました。「3年間も同じことを思い続けるのは、日常生活に追われるやらで、人間大変難しいこと。突然いわれても何なのだという感じだった」と高さんはおっしゃっていました。後日、一番最初に審査請求をしたときに申立をつくった方に会い、話して、ようやく「ああ終わった」と感じました。

また高さんは行政の無責任さについても述べておられました。7月18日記者会見をし、二日程遅れて市がお金を返すという話を話したそうです。その返還金額について、各報道機関が5年分・9年分・13年分等勝手に計算

し、例えばNHKは300万、朝日新聞は240万等、様々な返還金額を発表されました。勝手にそのような数字を発表され、高さんは大変迷惑を被りました。高さんが金沢市に問い合わせたところ、市は、新聞社等には返還金額についてはこれから高さんと話して決めますと伝えた、との回答。高さんが、本当にそうなのか新聞社に行つて確かめるぞといったら、ようやく市は落度を確認しました。

高さんは一週間程前に、通帳にお金が入ったかを確認したそうです。しかし実際にお金が返還されてない時点で、新聞報道等のせいで、7月第3週の頃金沢の人には高さんは300万円もらつたのだと思われ、皆からやっかみを受けたと高さんはおっしゃりました。「これは私にとって大変心外なことだつた、そして強く行政の無責任さを感じた」と高さんは述べられました。

最後に、高さんは皆への感謝の気持ちを述べられました。「この高訴訟は、13年くらいの間いろんな方の協力があつてできた。様々な方のボランティアのおかげです。皆さんの助けがなかったら高訴訟はなかつた。自分の苦しみをいつても仕方ない、皆さん本当によく支えてくださった！そのことについて心から感謝をいいたい」とおっしゃっていました。そして結びにかえて次の句を詠まれて高さんは、報告を終了されました。

「かちどきに まぶたの母に  
手をあわし」



## 特別報告2 原爆症認定集団訴訟について

### 樽井直樹弁護士のお話

1994年に「被爆者の援護に関する法律」が制定されたが、その制度はきわめて不十分であり、原爆症認定行政の運用実態には多くの問題がある。すなわち、厚生労働省が放射能起因性に関してきわめて厳しい基準をもっていたことにより、原爆症に認定される被爆者が極端に少ないという現状がある。

長崎の被爆者が認定申請却下処分を取り消しを求め裁判につき12年をかけて勝訴を勝ち取った。この最高裁判決では、厚生省の基準を機械的に当てはめることを厳しく批判し、判例評釈でもその基準の見直しを提言された。

これにより厚生労働省からは「原因確率論」という新たな基準が持ち出されたわけだが、これも被害を過小評価する点に変わりなく、いまだ問題は残る。

そこで国の認定行政の抜本的な転換を迫るべく集団訴訟を展開するにいたった。そして全国で多くの被爆者が集団訴訟に立ち上がったのである。

たのである。

### 原告：甲斐昭さんのお話

愛知県知多市で生活保護を受けながら訴訟をおこなっている。入市被爆者としては全国の先陣を切って4月17日に提訴した。

1945年当時、海軍潜水学校の研究生だった甲斐さんは原爆投下から約2時間後に入市し、8月6、7日の2日間原爆ドームの近くで負傷者の救済活動、死体処理活動に従事した。その後故郷の福井市に帰ったが、父と妹は空襲によって亡くなっていた。この頃から頭の毛が抜けたり歯茎から血が出たり下痢になるなどの症状がみられ、最初は栄養失調が原因かとも考えた。しかしその後頸部リンパ腫、甲状腺腫瘍など様々な病気に見舞われ、何度となく手術を重ねることとなった。

一番いいことは50年間被爆者手帳をもらえなかったということである。被爆者手帳の申請には2人の保証人が必要である上、ある時は潜水学校など存在しないと言われ跳ね返されるなど取得するのに大変な苦労があった。平成8年によくやく被爆者手帳を取得でき、同年1月に原爆症認定の申請をしたが厚生省からの返事は「認定しない」との紙切れ一枚であった。さらに7月に異議申し立てをするも、5年以上待たされたあげく、結局「棄却」の返事しか返ってこなかった。

そこで今年4月17日に提訴し、7月22日に第一回の裁判があったところである。

甲斐さんは、今後とも裁判で戦い続けていくためには多くの方々の協力が不可欠であるとして、会場に力強く協力を呼びかけた。

### 樽井直樹弁護士のまとめ

入市被爆者は実際多数存在するのだが、できればそのようなつらい出来事は忘れてしまいたい願いの、積極的に口を開く人は少ない。しかし、入市被爆者の誰もがその気持ちを皆に伝えたいとも願っている。裁判所もこの訴訟は社会保障的性格も有すると明言している。よって生活保護裁判とも関係するであろう。今後とも協力をお願いしたいと呼びかけられた。

生活保護を受けている松本さんと訴えられました。

3. 藤井克彦さん「失業者の生活保護—報告がありました。松本さんは、稼働能力を巡る我々のたたかい—」

藤井さんからは、ホームレスに対するの診断を受け、平成13年から生活保護を受けようになりました。林訴訟では、稼働能力があっても就労の場がなければ稼働能力を活用していきながら作業所で仕事をしています。当たり前のことではあるが大きな成金が、担当のケースワーカーから、果であったと述べられました。また、林の就労指導が厳しいことや保護費が足りないこと、また、収入認定をされてしまうと昼食代や作業所の利用料を差し引けばほとんど手元に残らないことから「収入認定を見なおし、社会復帰できるような協力してほしい」と訴えられました。

2. 松崎喜良さん「稼働能力は最大限活用するのが社会通念か」



### 第1分科会「失業者の生活保護と就労指導をめぐる」

1. 松本隆浩さん「生活保護の暮らしは大変です」

松崎さんからは、大阪府D市の保護行政の問題点と審査請求を行った事例について報告がありました。審査請求の事例は、妻の就労収入によって生活している世帯が、収入が少ないため生活保護の開始を申請したものの、17歳の長男が働けば何とか、などといった理由で申請書が交付されなかったというものでした。松崎さんは、長男は引きこもりのため求職活動をしなくてもなかなかうまくいかない。働いていないことのみを問題にするのではなく、なぜ働けないのかを考え、働けるように援助するのが就労指導ではないか、など

3人の報告のあと、広島市のホームレスに対する保護行政の現状について下村さんに対する保護行政の現状について下村さんから報告があり、その特徴として、民間支援団体と連携していること、街頭相談を実施していること、仮住居提示事業を行っていること、テナントなどを活用していること、住宅を確保した後の定着率が高いことなどが挙げられました。また、7月に改定された実施要領で、野宿の状態から敷金等を支給できるようになったが、いくつかの問題点もあり、むしろ広島市での取り組みに水を差す結果になりかねないのではないかとの懸念が示されました。

全体での議論では、稼働能力を活用しているかどうかをどのように判断するか

ということに議論が集中し、それを証明する責任は要保護者側でなく実施機関側にあるのではないかと判断するための基準が作られるとかえつて仕事ができにくくなる、そもそも稼働能力の活用ということを基盤化することが困難であることを考えるべきではないか、などといった意見が出されました。

最後に、助言者の庄谷怜子先生より、要保護者の生活全体を見ずに要件しか見ない運用が続いている現状が指摘され、専門職の充実や、職安に同行するなどのきちんとした就労支援が必要であること、さらに根本的な問題としては雇用創出が求められるというお話がありました。



## 第2科会 「障害者・高齢者・児童の権利保護」

### 1 サングループ事件勝訴報告(青木佳史弁護士)

サングループは、滋賀県にある肩パット製造業者で、開業当初から知的障害者を多数雇用していました。が、同社社長は、従業員らが平成7

年に救出されるまでの10年以ての間、彼らの年金や預金を横領したり、日常的・恒常的に暴力を加えたり、暴言を浴びせる等の虐待を行ってきました。従業員及び遺族は、同社社長、関係諸機関、国、県等を被告として損害賠償を求めました。

裁判では、被害の実態を明らかにし、責任の所在を明確にするため、国や県だけではなく、更正施設、福祉事務所、労働基準監督署、金融機関等、多数の関係機関を被告としました。金融機関については、障害者の年金と知っていたながら本人確認を怠っていた点を問題としましたが、判決前に和解しました。判決では、更生施設、労働基準監督署、職業安定所の対応について違法性が認められたほか、違法性が認められなかった福祉事務所についても、当該障害者と一定以上の関わりを持つ場合には不作為が違法となりうる旨の一般論が示されました。

また、判決は、損害の認定において画期的な判断を行いました。本事件では、従業員らが知的障害者であったために詳細な事実の聞き取りが困難であり、個別の暴行の日時・被害の具体的な内容等が不明確でした。個別具体的に損害を認定する従来の損害論では損害の認定は極めて困難

でした。しかし、裁判所は、生活の状況・暴力支配の空間にいたことや労働基準法違反・劣悪環境下で働かされたこと自体を本事件における損害と認定し、慰謝料を認容したのです。判決後、控訴をさせないために、多数の国会議員に対して積極的な要請活動も展開し、厚生労働大臣は最終的に控訴を断念しました。

### 2 障害者・高齢者問題についての名古屋での取り組み(熊田均弁護士)

名古屋弁護士会は、介護保険導入や支援費制度の導入にあたっての関わりにとどまらず、『高齢者・障害者マニュアル』や『知的障害者民事弁護マニュアル』の発刊、知的障害者110番の開催など、障害者・高齢者の問題に対する関わりを強化、増大させています。また、社会福祉会との協定を締結したり、名古屋市の成年後見制度利用

についての協議書を締結したりするなど、関係機関との連携も拡大させています。課題も浮かび上がってきました。具体的には、知的障害者の後見につき、家族、弁護士のみならずNPO法人等にも一定の役割を担ってもらい、サポートを「点」から「面」にしていく

必要が生じています。また、県内の養護学校へのスクールバスでの通学に1時間以上を要する地域も生じており、改善を求めていく必要があります。

### 3 児童の権利擁護(CAPNA理事、安藤氏)

※CAPNA=CHILD ABUSE PREVENTION NETWORK AICHI  
毎年100〜200人の児童が虐待により死亡しています(せつかん死は20〜30人/年、無理心中による死はその倍)。近時の虐待事件の背景には、孤独な子育てやアルコール依存症等の様々な精神疾患、親になる準備ができていない低年齢者の性非行による出産などがあります。

CAPNAの虐待への対応は基本的に電話相談で、相談件数は1か月100〜150件に及びます。電話の類型は大きく、①母親達のSOS、②虐待された子供達からの電話、③近隣住民や医療機関等からの通報に分けることができます。このうち、特に緊急の対応を要することが多いのが③の場合です。危機介入は弁護団が対応します。

CAPNAは、調査研究において先駆的な活動を行ってきました。日本には虐待に関するデータがなく、行政も警察も統計をとっていません。CAPNAが独自に調査を開始しました。その後、CAPNA

の活動を契機として、警察庁が1999年から、厚生省が2000年(児童虐待防止法定年)から集計を開始するようになったのです。現在、市民団体や報道機関とも協働しながら、問題提起や社会啓発活動等を行っています。

### 4 総括(竹下義樹弁護士)

高齢者・障害者・児童の問題は、「密室での権利侵害」という点で共通しています。権利侵害の発見が困難となることから、外部とのつながりを図っていかに権利擁護を実現していくかが課題となります。



### 第3分科会 「貧困の発見・セーフティーネットの再構築」

本分科会では、3つの死亡事件と1つの生活保護辞退無効判決を題材に、いかにして地域で要保護者を発見し、行政に結びつけ、生活保護をはじめ必要な措置を取らせていくべきかという事について検討しました。

### 1 福井県今立町からの報告 今立町議 山崎隆敏さん

第一報告では、足が悪く失業状態に陥っていた山崎氏の元同級生が、生活苦から生活保護申請をしたにもかかわらず、稼働年齢であることを理由に断わられ、2002年1月自宅で餓死していたという事件を取り挙げました。山崎氏は、同級生の餓死事件を契機に生活保護制度の運用改善を議会に働きかけています。しかし、町民から共感が得られなかったり、また「社会的孤立をさせないようなネットワーク作りが必要だ」と当たり前の事を主張すればする程、言っている本人が孤立してしまふという事態が起きており、「そもそも、そういった状況を変えていく必要がある。」と述べられました。

## 2 倉敷・少女餓死事件について

愛媛大学 鈴木静さん

第二報告では、倉敷にある県営住宅の一室で、腐乱死した娘と共に栄養失調状態で倒れていた母親が近隣からの通報で発見された事件が取り上げられました。現在その母親は、保護責任者遺棄致死の容疑がかけられ係争中です。鈴木氏は、母親が援助を受けなかった理由として語った「娘に義務教育を受けさせたり、生活保護を受給したりすることで、自分の生活を他者から責められたくなかった。」という供述を手がかりに、「市民のプライバシーの強化」と「行政の市民生活への介入の消極化」の狭間で具体的にどのような地域ネット

ワークを構築すべきかという点についてフロアに意見を求めました。

## 3 山科生活保護廃止裁判の争点と意義 弁護士 吉田雄大さん

第3報告では、栄養失調で救急搬送され生活保護で入院していた男性が、「退院即（保護）廃止」され、2ヶ月後自宅で亡くなつてい

たため、遺族側が京都市・国を相手取り賠償訴訟を起こした事例について、実際に裁判に関わつてい

る弁護士の吉田さんから報告がありました。こちらも現在係争中です。裁判の争点は、①京都市における「退院即（保護）廃止」の慣行化・形式的運用の違法性や、②生活保護法第26条「保護を必要としなくなったとき」の解釈基準における、第56条「不利益変更禁止原則」違反の可能性であり、今後注目される内容となっております。

## 4 生活保護辞退無効判決 弁護士 竹下育夫さん

第4報告では、生活保護で入院し、退院後に仕事が減り解雇されたため、1ヶ月の保護の継続を申し出たことによつて当面継続となつた男性が、その後就職できなかった事を理由に義務違反で保護を廃止されたことに対して不服審査請求を行い、その結果、請求人の主張が認められた事例について、

本件を担当した弁護士の竹下氏から報告がありました。

審査庁の大阪府知事は、名古屋の林訴訟に触れ「稼働能力があつてもそれを活用する場がない時は、補正性の原理に欠けることはない」とし、また、本人が福祉事務所に対して提出した保護辞退届について「要素の錯誤」であると解釈し、結論として福祉事務所ケースワーカーが行つた保護廃止決定処分を取り消しました。本件は、類似した違法な保護廃止処分が日常的に繰り返されている現状を打開するためにも、大変意義深いものです。

## 質疑応答・議論

分科会の後半では、前半の4つの報告を受けてコメンテーターである愛知県立大学の藤田氏が、「厚生労働省が運用改善の通知を出しているにもかかわらず、地方自治体において同じ過ちが繰り返されるのは何故か。」という問をフロアに投げかけました。フロアからは、ケースワークのマニユアル化と行政慣行化の問題点や、審査請求の結果が福祉事務所内に必ずしも浸透しない現実、地方自治体の財政負担増への忌諱など様々な意見が出されました。金沢大学の井上氏は、「貧困の発見とセーフティーの身体障害者手帳の交付を受け

は、再構築は本来同時並行的に行なわれるべきだ。」とし、「今問題、移動には車椅子が必要不可欠であるのは、行政職員が生活欠です。また、内臓に電極を2



## 多争訟の到達

### 障害年金収入認定取消訴訟（野田事件）

弁護士 舟木 浩

原告の野田勝治さんは京都市内に在住する身体障害者です。

平成11年10月4日、腰椎椎間板ヘルニア、坐骨神経障害、頸椎症による右上肢及び両下肢に出されました。金沢大学の井上氏は、「貧困の発見とセーフティーの身体障害者手帳の交付を受け

つ入れており、痛むと外部操作で電気を流して痛みを和らげます。医師からは就労不能と診断されています。

平成9年11月1日から生活保護を受けていた野田さんは、平成13年5月10日、障害基礎年金の支給決定を受け、平成13年1月に遡つて年金の交付を受けることになりました。すると、福祉事務所は、障害基礎年金を収入認定し、野田さんの保護費から年金の月額分6万7016円を減額しました。これでは、障害基礎年金の受給を開始しても、野田さんの手元に入るお金はこれまでと変わらないということになります。また、福祉事務所は、年金が遡つて支給されることで既に受給した保護費が過払いになつており、生活保護法63条に基づき返還を求めてきました。野田さんは、障害基礎年金を収入認定するのはおかしい、63条返還もおかしい、として2つの処分の取り消しを求めていきます。なお、本件訴訟では、前者の決定を第一決定、後者の決定を第二決定と呼んでいます。今回の訴訟は、第一決定に関わる従来の実務の運用に対して根本から疑問を投げかけ、その見直しを迫る点に大きな意義があると言えます。というのも、これまで障害基礎年金の収入認定それ自体の違法性について裁判で正面から争われたことはありませんでした。

それだけ当然のことと考えられてきたのです。しかし、野田さんは、障害者としてのご自身の生活実態から、今回の決定に納得できませんでした。障害者は、移動のための交通費、介助サービスの利用費等による支出の増加が避けられませんが、本来この増加に充てられるべき障害基礎年金が収入として認定されれば、結局、受け取るべき金額は障害を持たない他の生活保護利用者と同じということになります。もともと、生活保護法において障害者に対する加算が認められており、その限りでは一般の場合よりも増額されうると言えます。実際に、野田さんもその加算を受けていました。しかし、その金額は、野田さんの場合で2万6900円にすぎず、障害によって強いられる支出の増加を埋め合わせることでできる金額ではありません。障害者に対する生活保護法の運用は、障害者の生活実態が無視したものと云わざるを得ません。

座に手を付いて便座に腰を乗せません。野田さんは右手の握力がほとんどないため、外部との通信にはFAXやパソコンによる通信や文書作成が必要ですが、野田さんはこれらの機器も持っていないません。生活保護法63条は、返還すべき額について「金額」とせずに「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」としています。これは、一律に全額返還させるのではなく、被保護者の自立を図る見地から必要な物品の購入を認め、その分の控除を認める趣旨と考えるべきです。野田さんについても、前記のような生活上の不自由を補う物品の購入費相当分について控除がなされるべきでした。しかし、行政はこれをしなかつたのです。

最低限の生活を保障できるものではないことを明らかにしていくことになりまます。しかし、それは野田さん個人の問題にとどまらず、現在の日本における貧困な障害者施策の実態を明らかにしていくことでもあるのです。そのためには、幅広い皆様からの助言や支援が必要不可欠です。皆様のご支援をよろしくお願いいたします。



### 佐藤訴訟・大阪高裁判決についての弁護団声明

2003年10月23日

この度、大阪高等裁判所は、野宿の状態からの居宅保護を認めなかつた大阪市立更生相談所長の行為を違法として取り消した原審・大阪地方裁判所判決を正当とし、更生相談所長の控訴を棄却する判決を言い渡した。これは、生活保護法30条が規定する居宅保護の原則に従った当然の判決である。大阪市は、野宿生活者に対しては頑なに施設や病院への收容保護しか行つてこなかったが、司法の場における自立支援センターにおける就労支援が2度にわたつて、野宿生活者は、施設入所を前提に入所者のみ者の人権を無視した違法な実務対象に行われているに過ぎない。この運用が断罪されたことを重く受でも居宅での生活を原則とし、同センターに止めるべきである。

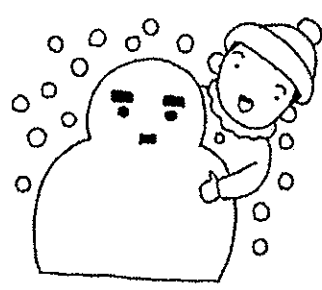
わが国における野宿生活者の本判決の精神に則つた野宿生活者の人数はいっこうに減らないが、最権を尊重した支援が求められている。後のセーフティネットである大阪市は、全国で最も多くの野宿生活者生活保護法が機能せず、本件の活者を抱えているが、この問題を解消しようとする違法運用がまかり通つてするために、従来の施設收容一辺倒いることが、その主要な原因の硬直した運用を改め、市民、野宿生活者やその支援者らと連携して前向き原告による問題提起と本件訴で柔軟な取組を進めることが必要不可欠の第1審判決を受けて、厚生欠である。そのためにも、本日の判決労働省は、本年7月、野宿生活を真摯に受け止め、即刻上告を断念す者に対する敷金支給・居宅保護すべきである。

しかし、この通達も、「居宅保護が可能かどうかを判断するために施設での收容保護等をするのが適当」とするなど大きな問題がある。

国や各地の地方自治体は、生活保護法30条と本判決の精神に従い、全ての要保護者に対し居宅保護を開始するとともに、保護開始後においても生活保護法が求める十全なケースワークを行うことが、強く求められていることを今こそ十分に自覚すべきである。

また、2002年夏には「ホームレス自立支援法」が成立し、各自治体は自立支援実施計画を立てる。

秋田市のAさんは、今年7月9日に保護申請したところ、同市福祉事務所が、8月7日付けで、保有する自動車の処分指導に従わないことから「保護の要件を欠く」として申請却下の処分



### 秋田での自動車保有容認勝利裁決

秋田県生活と健康を守る会連合会会長 鈴木正和

秋田市のAさんは、今年7月9日に保護申請したところ、同市福祉事務所が、8月7日付けで、保有する自動車の処分指導に従わないこと「保護の要件を欠く」として申請却下の処分

を行ったため、8月11日に秋田県知事に審査請求を行いました。これに対し、県知事は同年9月10日付けで秋田市の処分を取消す裁判を行い、秋田市は9月12日付けでAさんに申請時にさかのぼって保護を開始する決定をしました。

Aさんは今年春の離婚後4歳、2歳、1歳の3人の幼児を養育してまゝです。申請時には月額2万円の児童手当しか収入がありませんでした（8月から児童扶養手当を受給）。問題の自動車は、7年半経つ中古の軽自動車（資産価値20万円前後）で、Aさんは3人の子どもを養育しての日常生活に不可欠な資産であるとして、福祉事務所の執拗な売却指導をきっぱりと拒否していたものでした。これに対し、秋田市は「日常生活の利便のための自動車保有は認められない」との厚労省の「問答集」を根拠に前記処分をしたものです。

審査請求では、本人と代理人である県生連役員らが、①Aさん世帯の「健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長」（生活保護法第1条）のために自動車は不可欠な資産であるから、法4条の運用にあたっては売却ではなく保有して最低生活の維持等に活用させるべき、②厚労省の通知等についても、単なる参考にすぎない「問答集」の機械的あてはめではなく、処理基準であり、且つまた、上位の指導基準である次官通知等に沿って解釈しなければ

ばならず、そうすれば本件自動車は保有させるのか相当なこと、③県は、国とは別の独立した団体として、本人の実態・事実と法の目的、理念に沿って「自らの判断と責任で、誠実に」審査・裁決すべきであること、等を主張しました

処分取消しを命じた県の裁決は、その理由で「日常生活用品としての自動車」について踏み込んだものとはなりませんでしたが、次の点で積極的な意義があるものと思えます。

①県が、国の指導を一律・機械的に受け止めるのではなく、生活保護の趣旨と本人の生活の実態、秋田県の気象条件の厳しさや交通事情の実態などの事実に基づいた独自の判断をしたこと、②生活保護の趣旨からすれば「性急に売却処分を求めることは適当でなく、保護を適用した上で、長い目で「生活の再建と自立の可能性がより現実的となる方向で自動車の認否を検討すべき」であること、「現に生活に困窮していることを考慮すべき」としたこと、③自動車の活用によって将来の「就労機会の拡大も期待できる」ことや、「三人の子どもを養育しながらの生活の安定」を確保する必要があること「など、日常生活での必要性も一部含めて自動車保有そのものの積極的意義を認めたことです。

自動車について、秋田県はこれまで、まず保護を適用したうえで時間をかけて本人とよく話し合うよう各福祉事務所を指導・助言してきました。ところが、中核市の秋田市は今年4月から7月下旬までの3ヶ月あまりの保護申請220件に対し、就労70件、自動車処分50件の「指導」を行なっていることに見られるように、不況・リストラ等による申請激増を抑えるために就労と自動車を「保護の要件」にする締めつけを強化し、今回のような数々の人権侵害事件を起こすようになっていきます。

秋田市の生活と健康を守る会と県生連は、各地で続出している生活保護や国保その他の人権侵害とのたたかいを背景に、Aさんのたたかい必ず勝利させる人権闘争と位置付け、裁判闘争に備えた「人権基金」も集めながら、短期間に全県の支援運動をひろげました。県当局は、国の圧力や秋田市のつよい反発で大分動揺したようですが、「加藤人権裁判」をはじめとした数多くの人権闘争の実績をもとにした私たちの今回の運動が結局のところ、県に「独自の判断」の重要性を認識させたものと思えます。

## 論議も何も無い国庫負担金削減、加算廃止に断固抗議!

# 急告! 生活保護/基準改悪・制度改正問題シンポジウム開催!

ところ 東京都内  
日時 2004年2月14日(土) AM10-PM5  
主催 シンポ実行委員会 (公扶研、全生連、社保協、生保裁判連、社会保障裁判連、学資保険裁判を支援する会、自治労連、自治労(要請中)、ほか)

内容 ○大友信勝先生講演  
○「専門委員会」メンバー等による基調報告  
○利用者、ケースワーカー、マスコミ記者、学者等によるシンポジウム